

令和 8 年度
峡南地域魅力向上事業補助金
【募集案内】

【交付申請受付期間】

[第一期] 令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 5 月 2 9 日（金）《1 7 時必着》

[第二期（予定）] 令和 8 年 6 月 1 9 日（金）～令和 8 年 7 月 1 7 日（金）
《1 7 時必着》

[第三期（予定）] 令和 8 年 8 月 7 日（金）～令和 8 年 8 月 2 8 日（金）
《1 7 時必着》

※ただし、第二期以降は各期の採択状況（予算状況）で募集をしない場合がある

【実績報告書提出期限】

令和 9 年 2 月 1 2 日（金）

1 事業の目的

峡南地域魅力向上事業補助金を活用した事業（以下「本事業」という。）は、峡南地域観光振興戦略（以下「戦略」という。）で定めた地域コンセプトなどを参考に、峡南地域の地域資源を活用した観光商品の開発・改良を行い、販路拡大に向けた支援を行うことで、売上げ及び観光客の増加に寄与し、戦略が目指す将来目標像、未来の峡南地域の姿（国内外から選ばれる魅力的な観光地となることで、地域住民のシビックプライドが醸成されるとともに、新たなビジネスや雇用が創出されるなど、地域全体が豊かになる）を達成することを目的とします。

なお、本事業における用語の定義は、以下のとおりです。

（１）峡南地域観光振興戦略

峡南地域が有する固有の価値を核としながら、観光地のブランディングにつなげ、峡南地域全体が未来に向かって発展していくため、令和５年３月に策定したもの。

戦略では、地域コンセプト（下記（２））のもと、峡南地域の「自然」「産業」「歴史文化」「信仰」「食」といった地域資源を最大限活用し、基本方針１から５に基づく取り組みを実施することで、定める数値目標（K P I）や将来目標像、未来の峡南地域の姿を達成することを目指している。本事業は、基本方針２「滞在と再訪の誘因となる観光魅力の創出」に基づく取り組みとして位置づけられる。

（２）地域コンセプト

戦略で定められた峡南地域の価値を伝えるコンセプト

「HEALING in FUJI VALLEY（フジ・バレー）

～川（かわ）と峡（たに）が育む祈りと生活の空間で、人と自分に再会する～」

（３）地域ストーリー

地域コンセプトである「HEALING in FUJI VALLEY ～川（かわ）と峡（たに）が育む祈りと生活の空間で、人と自分に再会する～」を観光客に効果的に追体験させるため、令和５年度に峡南地域の事業者を対象とし、開催をしたワークショップの参加者で検討した２つの滞在イメージ（ただ地域資源を並べるのではなく、観光客の受ける感動や印象を強くする、効果的な商品やサービスの配置を設計した起承転結の流れを有するもの）。

①「歴史文化や信仰、伝統産業にまつわる資源を主に体験するストーリー」

②「自然にまつわる資源を主に体験するストーリー」

観光客が、地域ストーリーが提案する組み合わせや順序で地域内を周遊することで、地域コンセプトを追体験することを意図する。

（４）観光商品

着地型旅行商品、宿泊プラン、体験コンテンツ、土産品など観光客の誘客や購買意欲を促進する商品をいう。

2 支援の内容

(1) 観光商品の開発及び改良の支援

次に掲げる要件の①に該当し、かつ②又は③を満たす観光商品の開発・改良を支援※します。

なお、ここでいう「開発」とはまだ市場で販売を行っていない観光商品を作り出すこと（**開発型**）をいい、「改良」とは既に市場で販売を行っている観光商品を深化・改善し、より良い商品に磨き上げること（**改良型**）を言います。

- ① 峡南地域観光振興戦略（以下「戦略」という。）で定めた地域コンセプトなどを参考に峡南地域5町（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）の地域資源を活用した観光商品の開発・改良を行うこと。

※商品開発・改良について本事業を通じて更に深化・改善し、販路拡大・情報発信を強化するものを補助対象としますが、深化・改善が認められない場合は、補助対象となりません（例えば、既存商品のプロモーションのみは補助対象外）。

- ②（開発型の場合）商品販売に向けた市場調査※¹を行い、聴取した意見を踏まえた商品の再検討を行うとともに、次年度以降の本格販売の計画を詳細に示し、それに向けた販路開拓の取り組み※²を行うこと。

※1 モニターツアー、試食会など開発した商品を販売前に提供し、提供先から意見を聴取すること。

※2 道の駅や小売店、ECサイト、OTAサイトなど開発した商品の販売予定先に対し販売に関する協議等を行うことをいう。

- ③（改良型の場合）改良した商品を事業期間内に販売し、改良前との比較検証※等を行うこと。

※比較検証とは実績報告書により、申請時に提出した計画（目標値）について既存商品の改良前と改良後の比較を行い、その原因や今後の改善点等を行っていただくものです。

※販売は交付決定日の属する年度の9～1月の間に1か月以上行うこと。

(2) 商品開発・改良のための伴走型支援

補助金の交付を希望する事業者は、商品開発のサポートとして、①募集期間、②採択後に伴走型支援を受けることが出来ます。

＜相談先＞

公益財団法人日本交通公社

メールアドレス：kyonan@jtb.or.jp

相談可能期間：令和8年5月1日（金）～令和9年2月12日（金）

※相談は原則メールでの対応になります。

※補助金の申請や支払に関する相談については、峡南地域魅力向上事業補助金窓口へ問い合わせしてください（問い合わせ先はP6）。

- ① 募集期間（申請を予定している事業者が対象）

商品開発・改良計画について相談が出来ます。

② 交付決定後

商品をブラッシュアップするため、専門家による相談を受け付けます。（相談方法等の詳細は後日お知らせします。）

<相談内容具体例>

- ・ 商品の内容や開発・改良のアイディア等に対する相談
- ・ 商品の価格設定や差別化・ターゲット設定等に対する相談
- ・ 商品の販路形成、拡大に対する相談
- ・ 商品の PR や顧客との関係構築等に対する相談

3 事業期間等

(1) 補助対象期間

交付決定日から令和9年2月12日（金）まで

(2) 補助率、補助限度額

補助率：2／3以内、補助限度額：450千円

(3) 補助対象経費

「Ⅱ 募集内容 2 補助対象経費等」（P5）を参照してください。

(4) スケジュール（予定）

【令和8年】

〔第一期〕 5月 1日（金）～ 5月29日（金） 公募期間（申請書等受付期間）

〔第二期〕 6月19日（金）～ 7月17日（金） //

〔第三期〕 8月 7日（金）～ 8月28日（金） //

申請後およそ1ヶ月以内 → 交付決定、事業開始

※ただし、第二期以降は各期の採択状況（予算状況）で募集をしない場合がある

※採択件数は10件（峽南5町の各町で2件ずつ）を予定。

※同一事業者から複数申請は可能ですが、同一事業について重複して採択することはできません。

交付決定後～2月12日（金）まで 商品開発・改良、商品販売、販路開拓、検証

【令和9年】

2月12日（金）まで 事業完了 ※実績報告書提出期限

2月中～ 確定検査 → 補助金の支払い（精算払）

2月下旬頃 成果報告会など※

※実施事業の取組状況や成果等について地域の皆さま等に報告をいただく場を設ける予定です。詳細は採択事業者様に別途ご連絡をいたします。

Ⅱ 募集内容

1 補助対象者

補助金の補助対象となる者は、以下に掲げる要件の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ（３）～（１２）を満たす者とします。

なお、複数の事業者と連携する場合は、申請者が、本事業における進捗管理及び経費精算に関して、連携先の事業者※を代表して責任を負うものとします。

※「連携先の事業者」とは事業を行う上で実施主体以外に、開発する商品に直接関わり、実施主体に主体的に協力し、事業を行う事業者をいいます。（農業体験を提供する事業者、観光施設を活用させる事業者など）

商品開発に直接関わるとはいえない事業者（例：材料を仕入れるスーパー等）は連携先とはなりません。

- （１）申請者（任意団体の場合は、構成事業者も含む）が、峡南地域に活動の拠点を置く※事業者等
- （２）申請者（任意団体の場合は、構成事業者も含む）が、本事業において峡南地域に活動の拠点を置く※事業者と連携した事業を行い、峡南地域に関する商品を開発する者。
- （３）開発・改良した商品の販売計画及び数値目標など今後のビジョンを明確に持ち、本事業終了後も観光商品を収益事業として販売に繋げる意思がある者。
- （４）過去、協議会の事業で次の補助金の交付を受けた場合は、当該補助金を受けた際の事業と同一あるいは類する事業の実施ではないと協議会が認める者。
 - ・（R6 年度）峡南地域観光イノベーション創出事業費補助金
 - ・（R7 年度）峡南地域観光推進支援事業補助金
- （５）本事業終了後、事業成果等を富士川地域観光振興協議会等のホームページ上及び協議会が別途開催をする成果報告会等で報告・公表できる者。
- （６）本事業終了後、事業の継続的な実施状況等のフォローアップ調査を行う場合に調査に協力できる者。
- （７）法人格を有しない共同事業体（協議会等の任意団体）が申請者となる場合には、募集対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の２つの要件を満たす者。
 - ア 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
 - イ 自ら経理し監査する等会計組織を有すること。
- （８）本事業の申請内容と同一内容を他の公的機関等の補助事業で採択されていないこと。
- （９）法令等若しくは公序良俗に反していない、若しくは反するおそれがない者。
- （１０）会社再生法に係る更生手続きの申立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- （１１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でない者。
- （１２）その他、本補助金を交付することについて、富士川地域観光振興協議会が不適当と認める事由を抱える者でないこと。

※「活動の拠点を置く」とは、個人事業主にあつては当該地域に住所及び主たる事業所を有する者、法人等にあつては当該地域に登録された事業所を有する者とし、任意団体の場合は、規約等による所在地（事務局等）とする。

2 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であつて次表に掲げる経費のうち、次の①～③の全てに該当する経費とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

別 表

補助対象経費	補助率	軽微な変更
・需用費（試作材料購入費、消耗品費等） ・役務費（通信運搬料、保険料等） ・使用料及び賃借料 ・委託料（プロモーション費、商品ラベルのデザイン費等） ・その他会長が事業実施に必要と認める経費（報償費（講師への謝礼）、モニターツアーでの観光施設体験料等） ※ただし、プロモーション費は事業費全体の1/2未満とする	補助対象経費の2/3以内（補助限度額は450千円とする。）	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※当補助金では備品購入費は補助対象外となります。事業に必要な機械等はリース等に対応してください。

※新規開発商品及び既存商品の開発・改良後の販売に係る経費（材料費等）や事業終了後の開発・改良した商品のプロモーションに関する経費は補助対象外

※補助金充当額に千円未満の端数が生じる場合はその額を切り捨てます。

(2) 対象外経費

以下のような経費は対象となりませんので留意してください。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 用地取得に係る経費
- ③ 補助事業者における経常的な経費（補助事業者の人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ④ 備品購入費
- ⑤ 本事業の申請に要した費用

- ⑥ 宗教活動・政治活動を目的とした活動に係る費用
- ⑦ 振込手数料及び代引手数料相当額
- ⑧ 交付決定前に支出した経費
- ⑨ 新規開発商品及び既存商品の開発・改良後の販売に係る経費（材料費等）
※ただし、事業期間中の商品のプロモーションに関する経費、試食会、モニターツアーに関する経費は除く
- ⑩ 事業終了後の開発・改良商品のプロモーション費（チラシ等）
- ⑪ その他本事業と無関係と思われる経費

3 申請手続

（１）募集期間

[第一期] 令和８年５月１日（金）～令和８年５月２９日（金）

《１７時必着》

[第二期]（予定）令和８年６月１９日（金）～令和８年７月１７日（金）

《１７時必着》

[第三期]（予定）令和８年８月７日（金）～令和８年８月２８日（金）

《１７時必着》

※受付時間：８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５（土・日・祝を除く）

（２）提出先（問い合わせ先）

○峡南地域魅力向上事業補助金窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループあて

TEL：０５５－２２３－１５７３

メールアドレス：kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

（３）申請書類

- ① 交付申請書（様式第１号）
- ② 事業概要図（様式第１号の１）
- ③ 事業企画書【開発型】（様式第１号の２）
- ④ 事業企画書【改良型】（様式第１号の３）
- ⑤ 収支予算書（様式第１号の４）
- ⑥ 誓約書（様式第１号の５）
- ⑦ その他の添付書類（会社案内、パンフレットなど会社概要の分かるもの）
- ⑧ その他の添付書類（登記事項証明書、定款・規約等）
- ⑨ その他事業関連書類（任意）

※①～⑥の書類は提出が必須です。⑦～⑨は該当する場合提出してください。

※【開発型（新商品の開発）】の場合は③を、【改良型（既存商品の改良）】の場合は④のどちらかを提出してください。

※任意団体が申請する場合、⑥及び⑧の書類は、代表申請者分を提出してください。なお、法人格を有しない任意団体においては、登記事項証明書は不要

ですが、定款・規約を提出してください。

※連携先の事業者は⑥及び⑦の書類を提出してください。

※個人事業主の場合は、所得税青色申告書決算書（一般用）等事業を営んでいることを証明する書類を提出してください。

※申請書等の様式については順次、峡南広域行政組合（富士川地域観光振興協議会の事務局）のホームページに掲載予定です。

峡南広域行政組合 HP：<https://www.kyonan.jp/info/>

（４）提出方法

申請書類等は、山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループに持参又は郵送により提出してください。併せて、申請書類①～⑤については、電子媒体をメールでも提出願います。

※郵送する場合は、封筒表面に「峡南地域魅力向上事業補助金資料在中」と朱書きするとともに、簡易書留や特定記録など配達されたことが確認できる方法により送付してください（第一期：５月２９日（金）、第二期：７月１７日（金）、第三期：８月２８日（金）必着）

（５）申請にあたっての注意事項

提出された申請書類や添付書類等は一切返却しません。また、申請に要する費用は申請者負担となります。

４ 申請内容の評価

以下の評価事項について、申請書類の内容を評価します。

○評価事項

- （１）現状・課題の把握（商品の現状と課題を把握した上での開発・改良であること）
- （２）事業の内容
- （３）独自性（他の地域には模倣できない、峡南地域ならではの特色や歴史・文化の視点を取り入れた事業であること）
- （４）収益性、継続性（本事業終了後も事業展開が見込めるものであること）
- （５）事業効果（開発・改良により、商品の売上げ増に繋がるような効果的な取り組みとなることが見込まれるか。地域への波及効果はあるか。）
- （６）事業計画の適正性（本事業における事業目標を設定し、事業終了後の事業評価や達成できなかった目標の要因分析、要因分析に基づく事業改善の検討など、PDCAサイクルに基づいた計画となっていること）

※評価点など検討結果に関する問い合わせには、一切応じられません。

５ 交付決定

採択決定後、事業や経費の内容を精査の上、本補助金の交付額を正式に決定し、交付決定通知書により、富士川地域観光振興協議会長から申請者に対して書面で通知します。な

お、内容の精査により交付決定額が交付申請額から減額される場合があるので留意してください。

なお、採択された事業については、事業者、事業内容の概要などを富士川地域観光振興協議会等のホームページにて公表する予定です。

6 実績報告・本補助金の支払い

補助事業が完了[※]した日から1箇月以内又は令和9年2月12日（金）のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出してください。提出された実績報告書に基づいて審査を行い、本補助金の額を確定します。

その後、富士川地域観光振興協議会長あてに提出された請求書に基づき、本補助金を3月中（予定）に交付します。（※原則精算払い、必要と認められる場合は概算払いも可とします）

※補助事業の完了とは、開発型では商品販売に向けた市場調査を行い、聴取した意見を踏まえた商品の再検討を行うとともに、次年度以降の詳細な販売計画を作成し、販売に向けた販路開拓の取り組みを開始した時点、改良型では改良した商品を事業期間内に販売し、改良前との比較検証等が完了した時点を指します。

※ただし、開発型では事業者の責めに帰さない事由により販路開拓の取り組みが開始できないと会長が判断した場合は、次年度以降の詳細な販売計画の作成をもって補助事業の完了と見なします。

※改良型では季節的な要因等、現実的に販売開始に適さないと会長が判断した場合は、次年度以降の詳細な販売計画を作成し、販売に向けた販路開拓の取り組みを開始した時点をもって補助事業の完了と見なします。

7 本事業における留意・重要事項

（1）他の公的機関などの補助金との重複

他の公的機関の助成金とは、併願申請は可能です。しかし、同一テーマで他の公的機関などと二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、一方を辞退していただきます。また、当事業は既存商品の改良を目的としており、商品改良の企画部分を国の補助金で賄い、プロモーションに係る経費のみを県の補助金で負担するということではできません。

（2）補助の対象となる起点日

審査後、事務局から「補助金交付決定通知書」が到達した後でないと補助事業に着手できず、交付決定前の支出は補助対象外となります。

（3）事実と一致する記述内容

本補助金に関係する全ての提出書類において、その内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただきます。

(4) 補助事業の事業内容の変更等

交付決定後、事業計画を変更しようとする場合、若しくは事業を休止又は廃止しようとする場合には、事前に承認を受けなければなりません。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りではありません。

(5) 事業遂行状況の確認・報告

補助事業の実施期間中は、事業の遂行状況を適宜確認しますが、富士川地域観光振興協議会長から提出を求められた場合には、事業遂行状況報告書を提出しなければなりません。

様式は任意ですが、①日付、②宛名、③差出人、④交付決定通知書にある日付、⑤事業計画名、⑥補助事業の実施状況（進捗、作成時点まで取り組んだ内容、作成後から今後取り組む内容等）、⑦経費の支出状況（様式第6号の3の支出一覧表を加工して、使用いただいても結構です。）の情報を記載の上、提出してください。

(6) 見積書の取得

10万円以上の契約（外部業者への委託等）については、2社以上の見積りが必要です。申請までに見積書の取得は不要ですが、実績報告時には2社以上の見積書を提出いただく必要があります。

(7) 委託について

事業の一部のプロモーション等を委託することは可能ですが、当事業は補助事業者が主体的・中心的な役割（企画・とりまとめ等）を担い、事業実施することが求められますので、その全てを委託することは不可能となります。

(8) プロモーションに係る経費について

プロモーションに係る経費とは、開発・改良した観光商品を販売するために必要となる写真、動画等の作成など対外的な情報発信のための素材などの作成費をいい、事業期間内の当該経費が補助対象となります。ただし、プロモーションの作成物は改良した商品の内容に関する物である必要があります。（改良した商品が出ないお店の紹介動画など商品との関わりがない作成物は対象外経費となります。）

また、事業期間内には使用しないチラシの印刷費など事業終了後のプロモーションに関する経費は補助対象経費とはなりませんのでご注意ください。

(9) 市場調査（モニターツアー、試食会等）

開発型の場合、市場調査は必須のため当該経費は補助対象となります。

改良型の場合、市場調査は必須ではありませんが、モニターツアー・試食会など改良した商品を販売前に客に試行的に提供を行う経費は補助対象となります。

ただし、開発型・改良型のどちらも市場調査で収入を得る（ツアーの販売、土産品の販売など）場合、当該経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

また、補助対象として計上する場合はアンケートを取るなどモニターからの意見を聴取することが必須で、実績報告時の資料として添付をいただきます。

(10) 精算時の根拠資料

対象経費の支払は、適切な見積書、請求書、領収書等の支払証明・根拠資料の確認ができたものに限ります。報償費（謝金）については、過去の実績資料等により単価の妥当性を証明できる資料を提出してください。また、モニターツアー等の催行に伴う旅費について航空機や新幹線を利用する場合には、領収書等の支払い証明書を提出してください。

(11) 補助金の支払い

補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がないと、補助金の支払いは行いません。

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業の完了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する「実績報告書」及び支出内容のわかる関係書類等（（４）に記載の資料等）を、定められた期日までに提出していただきます。

定められた期日までに実績報告書の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守るようお願いいたします。

また、本補助金は、申請者の口座に直接支払います。なお、共同事業体としての口座を持ち合わせていない場合には、口座の開設が必要です。

(12) 補助金額

実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付決定金額より少なくなる場合があります。

実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助金の金額を算出します。

(13) 収益納付

補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費（支出）を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を返納していただく場合があります（これを「収益納付」と言います）。本補助金については、事業完了時までに直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。ただし、事業期間中の商品改良後の販売に係る収益については収益納付の対象外となります。

(14) 現地調査・実地検査

補助事業の実施期間中及び補助事業完了後5年間は、富士川地域観光振興協議会長が必要と判断した場合に現地調査に入ることがあります。

その際には事務所・店舗等関係箇所の立ち入りや帳簿・証拠書類等の確認・検査に協力していただきます。

(15) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は、保管しなければなりません。

(16) 補助対象経費における消費税の扱い

消費税（地方消費税を含む。以下同じ）は、補助金交付申請額に含めて申請してよいですが、免税事業者等を除く課税事業者は、税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生するため、還付と補助金交付が重複しないよう、申請時の補助金交付申請額には消費税額を含めないようにしてください。

(17) 個人情報の使用目的

本事業において提出された個人情報は、実施主体である富士川地域観光振興協議会、峡南広域行政組合（富士川地域観光振興協議会事務局）、山梨県（補助金窓口）、富士川地域観光振興協議会が委託する機関（（公財）日本交通公社）に共有されます。

なお、取得した個人情報は、以下の目的において利用され、当目的以外に使用することはありません。

・本事業における審査・選考・必要な事務連絡・資料送付等の事業の進行管理のため

(18) その他

申請・補助事業者は、交付要綱、本募集案内やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、富士川地域観光振興協議会、山梨県（補助金窓口）からの指示に従うものとします。